

加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」の使用に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定め、もって加古川市（以下「市」という。）のPR、イメージアップに寄与することを目的とする。

（使用承認の申請）

第2条 キャラクターを使用しようとする者のうち、企業については、加古川市シティプロモーションサポート企業登録制度実施要綱におけるサポート企業としての登録を受けなければならない。

2 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用（変更）承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）国、地方公共団体、加古川市立学校園、一般社団法人加古川観光協会が業務で使用する時。
- （2）市、市教育委員会の共催、後援や補助金交付を受けた者が当該事業のために使用する時。
- （3）市議会議員が市のPRのために使用する時。
- （4）その他、市長が適当と認めた時。

（使用承認）

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号にいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- （1）市及びキャラクターの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある時。
- （2）市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれがあると認められる時。
- （3）法令または公序良俗に反し、又は反するおそれがある時。
- （4）特定の個人、法人、団体を支援、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある時。
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる時。
- （6）キャラクターを商品及び景品本体に使用する時（商品や景品のパッケージへの使用を除く）。

- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
 - (8) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者が使用するとき。
 - (9) その他、市長が承認することが不適当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の承認をするときは、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用（変更）承認書（様式第2号）により、承認をしないときは、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第4条 使用料は、無料とする。

（使用期限）

第5条 キャラクターの使用承認期限は、第3条第2項により使用承認を受けた日から最長3年間までとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用し、市長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 使用するデザインは別表に定めたものとする。ただし、印刷物のデザイン上、単色印刷を選択しても差し支えない。
- (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。キャラクターに「吹き出し」を付ける、服の色を変える、表情を変える、反転する、縦・横の比率を変える、ポーズを変えるなど、イメージを損なわないようにすること。
- (4) キャラクターに近接して、「加古川市まちの魅力発信キャラクターかこのちゃん」または「かこのちゃん©加古川市」と表記すること。
- (5) 承認により作成された物品等の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (6) 承認により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更）

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用（変更）承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をするときは、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用（変更）承認書（様式第2号）により、承認をしないときは、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用不承認書（様式第3号）により通知するものとする。

3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取消し）

第8条 市長は、キャラクターの使用がこの要綱又は承認内容に反していると認められるときは、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（責任の制限）

第9条 前条の規定により、キャラクターの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 キャラクターの使用承認を受けた者が、キャラクターの使用によって損害を被った場合、また第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（公表）

第10条 市長は、使用者の承諾なく使用者の法人・団体名、所在地、使用方法等を公表することができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和5年10月24日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 22 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

別表（第 6 条関係）



加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」



加古川市まちの魅力発信キャラクター「かこのちゃん」



加古川市まちの魅力発信キャラクター
「かこのちゃん」



加古川市まちの魅力発信キャラクター
「かこのちゃん」



加古川市まちの魅力発信キャラクター
「かこのちゃん」



加古川市まちの魅力発信キャラクター
「かこのちゃん」